

見まもっTELプラスの4つのポイントと注意事項



▶ 申込み前に販売代理店から利用者にお伝えください

4つのポイント

1

週2回 自動音声電話



週2回音声ガイダンスの電話が入ります。
電話に出ないと指定連絡先が心配してしまうので、なるべく電話に出ましょう。

2

ボタンの操作



通話中に「1」か「3」を押します。スマホはキーパッドを表示してからのボタン操作のため、事前に確認をお願いします。

3

指定連絡先に 伝える



サービスに加入したことを指定連絡先に事前に伝えておきましょう。サービス開始前にテストメールを配信します。

4

本人確認



サービスを始める前にホームネット(株)から、本人確認の電話が入ります。確認がとれたらサービスを開始します。



注意事項

同意

利用者がサービス加入したことがわからない・同意が得られない場合はサービスが開始できません。

解約

販売代理店からの承諾がないと解約はできません。

通信環境

電話を受けられる通信環境を維持してください。
× 着信拒否 × ドライブモード × 回線不良 (圏外・電源 OFF・電話料金の未払い・電話回線の解約)

サービス提供会社

 **ホームネット株式会社** 〒164-0001 東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階
 **0120-240-343** (平日9:00から18:00) **FAX:03-3380-5620**

見まもっTELプラス 利用申込書

202408 S II

会 員 番 号 ホームネット使用欄

ホームネット株式会社 御中

私は、別紙記載の利用規約に同意の上、下記の通り「見まもっTELプラス」の申し込みを致します。

契約者情報	フリガナ											利用者と の関係										
	お 名 前																					
	郵便番号					都・道 府・県					市・区 郡											
	住 所	—																				
連絡先	自 宅 電 話											携帯電話										
	メールアドレス											@										

新しく賃貸借契約をご締結の場合は新住所をご記入ください。

利用者情報	フリガナ											生年月日 (西暦)			年			月			日			歳	性 別	男・女	
	☐ 同上																										
	郵便番号					都・道 府・県					市・区 郡																
	住 所	—																									
	☐ 同上																										
物 件 名	号室										メールアドレス	@															
見まもっTELプラスの連絡を受ける電話番号に☑を入れてください																											
☐ 自宅電話											携帯電話	☐ ガラケー ☐ スマホ															

サービス提供希望時間	時 間 1つチェック	☐ 8:00 ~ 9:59					☐ 10:00 ~ 11:59					☐ 12:00 ~ 13:59													
		☐ 14:00 ~ 15:59					☐ 16:00 ~ 17:59					☐ 18:00 ~ 19:59													
	曜 日 2つチェック	☐ 月	☐ 火	☐ 水	☐ 木	☐ 金	☐ 土	☐ 日																	

指定連絡先情報	1	お 名 前 ※お申込者以外の方	利用者との関係	自宅電話											携帯電話										
				メー ル アドレス	@																				
	2	お 名 前 ※お申込者以外の方	利用者との関係	自宅電話											携帯電話										
				メー ル アドレス	@																				
	3	お 名 前 ※お申込者以外の方	利用者との関係	自宅電話											携帯電話										
				メー ル アドレス	@																				

利用者確認欄	☐ 利用規約を確認・受領しました	☐ 利用申込書控え・利用者向けガイド①②を受領しました
--------	---	--

販売代理店記入欄																			
申込日		年		月		日		入居	☐ 既入居 ☐ 新規入居(年 月 日入居)				サービス開始	月					
利用料	初回支払い(代理店請求)						毎月の支払い												
	初回登録料 円						支払方法		☐ 代理店請求										
	月額利用料 円						(いずれかに☑)		☐ 口座振替 (1.利用者 2.申込者 3.代理店 4.賃貸人) 毎月27日(土日祝の場合は翌営業日)に当月分の利用料を振替。15日迄に振替用紙(原本)着で翌月から振替可。										
	()月分まで受領しました。						月額利用料 円		<通信欄>										
	その他 円						その他 円												
	小計 円						小計 円												
	消費税 円						消費税 円												
合計(税込) 円						合計(税込) 円													
代理店名								TEL								ご担当者名			
メールアドレス		@												※「元気」以外の操作時の結果をお知らせします					
いずれかに☑		☐ 単身世帯であることを確認しました						☐ 単身世帯ではないため、費用補償の支払対象ではないことを理解したうえで申し込みます											

サービス提供	ホームネット株式会社 TEL:0120-240-343(平日9:00から18:00) 【原本郵送先】〒164-0001 東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階事業本部 サポート課 見まもっTEL担当者宛														
申込受付 まずはFAX(03-3380-5620)ください															

見まっ TEL プラス 利用規約

第1章 総則

第1条【定義】

本規約は、ホームネット株式会社（以下「当社」といいます）が提供する「見まっ TEL プラス」サービス（以下「本サービス」といいます）の提供条件及び本サービスの利用に関する当社と契約者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。

2. 「利用者」とは、本サービスにより安否を確認する対象となる者をいいます。

3. 「契約者」とは、本サービスの契約を申し込み、会費を支払う者を言います。

4. 「指定連絡先」とは、利用者本人の安否確認が取れない場合の連絡先として、契約者が当社に対して指定した個人又は団体及びその連絡先をいいます。

5. 「自宅」とは、マンション等の集合住宅の場合には利用者の居住する専有部分のことをいい、戸建ての住宅の場合には利用者の居住する当該建物内をいい、いずれの場合にも当社への登録が完了した建物を指します。但し、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」並びに「老人福祉法」で定められた住宅は含まれず、本サービスの対象外となります。

第2条【利用申込】

本サービスの契約は、契約者が本規約の内容に同意して当社所定の申込方法により申込みをし、かつ、当社がこの申込みに対して承諾することによって締結されます。

第3条【契約の成立、サービスの提供の開始】

本サービスの契約の成立は、本章第2条の申込に対して当社が承諾した時点（本条第2項）とします。

2. 当社は、利用者のサービス提供電話番号への架電及び指定連絡先に対するメール送信などにより、当社からの連絡において通信設備上の問題が生じないことを確認した後、本サービスの開始時期を告知し、当該告知をもって本章第2条の申込みに対する承諾とします。なお、サービス開始日は、原則として、通信設備上の問題が生じないことを確認できた日の翌月1日とします。但し、契約者がそれよりも前にサービスの開始を希望する場合には、当社は、自宅への入居開始後、かつ、通信設備上の問題が生じないことを確認できた日以降の日をサービス開始日に指定することができるものとします。

3. 当社は、前項の確認において、サービス提供電話番号及び連絡先の正誤並びに利用者及び指定連絡先の本人同一性を確認する必要はなく、通信設備上の問題が生じないかどうかの確認をもって足りるものとします。また、前項の確認において通信設備の問題が生じて改善の見込みがないと当社が判断した場合、本サービスを提供するために必要な電気・通信インフラが利用宅において未整備（携帯電話の電池切れも含む）の場合、またはサービス提供ができない地域の場合は、当社は本サービスを提供できません。これらの場合、本サービスの契約は自動的に無効となり、これによって生ずる損害について当社はその責任を一切負いません。

第4条【サービスの内容】

本サービスのサービスの内容は、次のとおりとします。

- ①当社より利用者指定の固定電話または携帯電話に自動音声電話を発信します。
- ②利用者は、前号の自動音声電話に応答した後、自動音声ガイダンスに従い、該当する番号をプッシュボタン信号（トーン）で操作します。
- ③前号②が行われたことにより、当社は、当該固定電話または携帯電話が操作されたことを確認します。
- ④当社は、当該固定電話または携帯電話が操作されたことの確認が取れない場合は、おおむね1時間後を目安に再度本条①を行います。それでも当該固定電話または携帯電話が操作されたことの確認が取れない場合は、指定連絡先に宛ててメールを発信します。なお、当該メールの発信をもって、本サービスの履行が完了したものとします。また、なお、当該メールの発信をもって、本サービスの履行が完了したものとします。
2. 当社は、利用者が自宅内で自殺、犯罪死（殺人や過失致死など犯罪性のある原因により人が死亡する場合）または孤独死（利用者が単身世帯の場合で誰にも看取られなく自宅内で死亡する場合）により死亡した場合、利用者の死亡に起因した原状回復費用（修復、改装、清掃、異臭の除去、消毒など、戸室を使用可能な状態に復旧するために支出した費用であって、経年劣化及び通常損耗（自然損耗）の復旧に要した費用は除く）、遺品の整理費用について、当社所定の要件を満たした場合には、金100万円（税込）を限度に補償するものとします。但し、①当社が原状回復に関する義務ないし遺品の整理を行った場合（いずれも当社が再委託により実施した場合を含む）に限るものとし、②地震、噴火、津波、風災、水災、雪災等の自然災害、地盤変動、放射能汚染又は戦争、暴動等の治安維持上の重大な事態により、利用者が死亡に至った場合を除くものとします。
3. 本条第2項及び本条第3項の死亡が生じた場合、補償金の対象費用を負担した者は、当社に対して、①死亡診断書、検案書等補償の対象となる死亡事故が発生したことを証明する書類、②原状回復費用、遺品の整理費用の金額を証明する書類、③原状回復費用、遺品の整理費用を支払ったことに関する証明書類及び④その他当社が特に必要と認める書類を提出しなければならず、その全ての書類が提出されない場合、当社は補償金の支払義務を負わないものとします。また、補償金の請求権を第三者に譲渡したり、担保の目的としたすることはできないものとします。

第5条【適用除外】

本サービスは、当社が発信した自動音声電話のガイダンスに対して当該固定電話または携帯電話が操作されたことを確認するサービスであり、利用者により当該操作がされたことを保証するものではなく、利用者の安全や健康状態、緊急時の対応を確約するものではありません。また同様に利用者の安全や健康状態、緊急時の救援を保証するものでもありません。

2. 本サービスは、利用者宅において盗難等の事故の発生を警戒または防止する業務及び利用者の身辺において危害等の発生を警戒または防止する業務は含まれません。

第6条【利用期間】

本サービスの利用期間は、本章第3条2項のサービス開始日から1年間とし、その後は、1年毎の自動更新となります。

第7条【会費】

契約者は、当社に対し、第2条記載の当社所定の申込方法の際に明示された金額の会費を支払うものとします。なお、会費の発生は月額とし、第3条2項の告知日の属する月から、本サービスの提供が終了した日の属する月をもって終了とし、日割り計算はしないものとします。

2. 当社は景気状況及び社会状況の変化等に応じて適切な範囲において、会費の変更を行うことができるものとします。なお変更する場合は変更日の30日前までに利用者へ文書またはメールにより通知するものとします。

3. 会費はすべて外税とします。第2条記載の当社所定の申込書に金額が記載されていても、法律等により当社によらず税率等が改定された場合は、その定めに従って金額及び施行時期に準ずるものとします。その場合、当社は契約者または利用者に対し本条2項に定める通知義務を負いません。

第8条【会費の支払方法】

契約者は、第7条に定める会費を当社所定の方法により支払うものとします。

2. 会費の支払方法として保証会社による集金代行によるものとされた場合、契約者は、会費の支払に関して保証会社との間で保証委託契約を締結したことから、保証会社から会費に関する求償を受けることができることについて了承したものとします。また、契約者は、集金代行を利用するに際し、当社が必要な範囲で契約者及び利用者の個人情報を保証会社に提供することを承諾するものとします。

3. 当社は、保証会社や本サービスの販売代理店に対して、会費の代理受領権限を付与することができるものとします。

第9条【サービスの停止】

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、いつでも契約者または利用者の承諾なく本サービスの全部または一部を停止することができます。

- ①天災地変・停電・通信回線異常、その他不可抗力事由の発生により本業務を実施することが不可能な事態が生じたとき、またその事態が止む間
- ②システム保守または更新を定期的または緊急に行うとき、またその事態が止む間
- ③契約者または利用者が会費の支払いを怠っている場合
- ④利用者が入院したと当社が合理的に判断した場合に、利用者が退院したと当社が合理的に判断した時点でまでの間
2. 上記事由において本サービスの停止が発生した場合及び電話機の修理中や代替品の取寄せ中などで本サービスが一時的に利用できない場合でも、第7条に定める会費を契約者は支払うこととします。但し、その事由の内容、性質、停止期間及び責任事由等からやむを得ないと判断できる場合は、当社は、会費の支払を免除することができるものとします。

第10条【中途解約】

契約者は、下記に定める手続きを全て履済することで契約期間中いつでも本サービスの解約ができるものとします。但し、契約者が当社の販売代理店を通じて本サービスを申し込んだ場合で、かつ、本サービスが自宅の賃貸借契約に付随して申し込まれたものである場合には、販売代理店の承諾を得なければ解約できないものとします。

I 契約者が当社の販売代理店を通じて、本サービスに申し込んだ場合で、かつ、本サービスが自宅の賃貸借契約に付随して申し込まれたものである場合

- ①契約者は、当社の販売代理店から解約届を入手後、署名・押印し、当社の販売代理店から承諾印を得る。
- ②当社の販売代理店が当社へ解約届を発送し、当社がその解約届を確認する

II 上記I以外の場合

- ①表記記載の電話番号へ当社の受付時間中に解約の申入れを連絡する
 - ②当社は、解約届を契約者へ発送する
 - ③契約者は、解約届に署名・押印し当社へ返送する
 - ④当社がその解約届を確認する
2. 契約の解約日（本サービスの提供終了日も同じ）は、本条1項I②ないしII④の当社の解約届確認時とします。

第11条【通知義務】

契約者及び利用者は、利用者が自宅から転居した場合には、その旨及び転居先の住所を当社に対して直ちに通知するものとします。

2. 契約者及び利用者は、指定連絡先、利用者や指定連絡先の電話番号、メールアドレス等を変更した場合には、当社に対して直ちに変更内容を通知するものとします。

第12条【終了時期】

本サービスは、利用者が死亡した時点及び利用者が自宅を退去した時点で終了するものとします。

第13条【契約解除】

当社は、契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要することなく、直ちに契約を解除することができるものとします。この場合、当社が被った損害については、契約者に対して賠償請求できるものとします。

- ①申込書に虚偽の記載があることが判明した場合
- ②利用者が機器の設定ないし操作を拒否した場合
- ③契約者が会費の支払いを怠り、当社が相当の期限を定めて催告しても期限内に支払われない場合
- ④契約者または利用者が本規約に違反した場合
- ⑤契約者または利用者が当社が許可なくその権利・義務を第三者に譲渡したことが判明した場合
- ⑥その他、サービスの提供が困難あるいは不適当な状況に至ったと当社が判断した場合

2. 契約者は、契約者、利用者及び指定連絡先が現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜・ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属するものではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、当社は、契約者、利用者及び指定連絡先が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく直ちに契約を解除する事ができ、契約者、利用者及び指定連絡先に損害が生じてもこれを賠償することを要しないものとします。

- ①反社会的勢力に該当すると認められるとき
- ②契約者、利用者及び指定連絡先が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ③契約者、利用者及び指定連絡先が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ④契約者、利用者及び指定連絡先が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑤自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第14条【免責】

当社は、次の各号に該当する場合は、本サービスの一部または全部（第4条に規定した全てのサービス）を提供しない場合であっても、一切の責任を負わないものとします。また、当社は、それにより生じた損害賠償責任を一切負わないものとします。

- ①天災地変・停電・通信回線異常、その他不可抗力事由の発生により本業務を実施することが不可能な事態が生じたとき
- ②契約者または利用者及びその関係にある者の故意または過失により本サービスを受ける機器の破壊・破損・汚損が生じたとき、契約者または利用者及びその関係にある者が電源供給・通信回線維持を怠るなどして本サービスの正常稼働を妨げたとき、並びに契約者または利用者及びその関係にある者が本サービスで使用する機器の設定を誤ったとき、誤使用をしたとき、または機器の設定ないし操作を拒否するなどして当該機器が正常に稼働できる状況になかったとき電気供給会社または通信回線及びインターネット接続サービスを提供する会社による工事や障害等により、本サービスの正常稼働が妨げられたとき
- ③自宅、指定連絡先、利用者や指定連絡先の電話番号、メールアドレス等が変更になったにも関わらず、その旨を当社に告知しなかったとき
- ④契約者または利用者が、本規約第7条に定める会費の支払いを怠った場合
- ⑤利用者及び指定連絡先の電話番号、メールアドレス等が誤記載であった場合（故意・過失を問わない）

第15条【合意管轄裁判所】

本サービス及び規約に関する訴訟についての合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

第16条【規約の改定】

当社は、社会情勢の変更等やむを得ない事情が生じた場合は、当社の判断により本規約を改定することができます。その場合当社は、契約者または利用者に対し、改定日の30日前までに書面を通知又はメールを発信した上で、実施するものとします。

第2章 個人情報の取扱いに関する規程

第1条【個人情報】

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報であって、本サービスに関しその相手方から提供を受けたものを、第三者に漏洩してはならないものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は個人情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。

3. 当社は個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4. 当社は個人情報の取り扱い、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本サービスの目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前にその相手方から書面による承諾を受けるものとします。

5. 当社は個人情報本サービスの目的のために知る必要のある役員及び従業員に限り開示するものとし、本サービスに基づく個人情報保持義務と同等の義務を、個人情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課するものとします。

6. 本条の義務違反により当社あるいは契約者及び利用者、指定連絡先が損害を受けたときは、相手方はその損害を賠償しなければならないものとします。

7. 本条に基づく甲及び乙の義務は、本契約終了後も存続します。

第2条【個人情報の収集方法】

当社は、本サービスを提供するために必要な個人情報を次の方法により収集します。

- ①本サービス所定の申込書
- ②当社指定の集金代行機関申込書
- ③本サービス実施にあつて、予め契約者または利用者からの聞き取りによるもの

第3条【個人情報の開示】

本サービスを遂行するにあつて収集する個人情報は以下のとおりとします。

- ①契約者・・・氏名、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、利用者との続柄、金融機関口座
- ②利用者・・・氏名、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、契約者との続柄、
- ③指定連絡先 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、利用者との続柄、
- ④その他サービス実施にあつて当社が必要と判断した情報

第4条【個人情報の利用目的】

個人情報を利用する目的は、以下のサービス提供業務及びそれに付随する情報提供を行う業務において利用いたします。

①見まっ TEL プラス

②上記に付随する連絡業務

③上記に付随する相談業務

第5条【個人情報の共同利用】

当社は本サービスを提供するにあたり、契約者または利用者に同意を得たうえで、本業務に必要な最低限の業務提携先と共同利用します。また消防・警察等公共機関より提供を求められた場合も共同利用します。なお、共同利用した時の責任は当社が有します。

第6条【個人情報の開示・訂正・削除】

契約者及び利用者、指定連絡先は当社が所有する各自の個人情報を当社指定の方法にて開示請求できるものとします。これにより当社が保有する情報が不正確または誤りがあった場合は、訂正・削除できるものとします。

第7条【個人情報の問合せ先】

本サービスに関する個人情報の問合せ先は以下のとおりとします。

商号：ホームネット株式会社

住所：〒164-0001 東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅ビル19階

電話：03-5285-4538（平日 9:00 から 18:00）

以 上

利用申込書の記入について

見まもっTELプラス 利用申込書

ホームネット株式会社 御中

私は、別紙記載の利用規約に同意の上、下記の通り「見まもっTELプラス」の申し込みを致します。

会 員 番 号 ホームネット使用機

契約者情報	お 名 前	フリガナ ミマモリ タロウ		利用者との関係	本人	
	住 所	郵便番号	****-****		都・道・府・県	市・区・郡
	連絡先	自 宅 電 話	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		携 帯 電 話	0 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8
	メールアドレス	mimamori @ xxxxxx.ne.jp				

利用者情報	お 名 前	フリガナ	生年月日 (西暦)	19XX 年 XX 月 XX 日	性 別	男・女
	住 所	郵便番号	都・道・府・県	市・区・郡		
	物件名	XXアパート 101 号室	メールアドレス	mimamori @ xxxxxx.ne.jp		
	見まもっTELプラスの連絡を受ける電話番号に☑を入れてください					

転居の場合は新住所

携帯電話の場合は機種にも☑

サービス利用希望期間	時 間	☒ 8:00 ~ 9:59	☐ 10:00 ~ 11:59	☐ 12:00 ~ 13:59			
	曜 日	☐ 月	☒ 火	☐ 水	☐ 木	☒ 金	☐ 土

指定連絡先情報	お 名 前 ※お申込者以外の方	利用者との関係	連絡先 メールアドレスの無い方は必ず携帯電話が必要です
	1 見守 一郎	長男	自 宅 電 話 0 3 X X X X X X X X 携 帯 電 話
	2 安心 花子	長女	メー ル ア ド レ ス ichiro @ xxxxxx.ne.jp
	3		メー ル ア ド レ ス

【安否確認結果の送信先】
メールアドレスまたは携帯電話番号のいずれかが必須

左記書類を必ずお渡してください

利用者確認欄	☒ 利用規約を確認・受領しました	☒ 利用申込書控え・利用者向けガイド①②を受領しました
--------	--	---

販売代理店記入欄		
申込日	20XX年 XX 月 XX 日	
入居	☐ 既入居 ☒ 新規入居 (20XX年 XX 月 XX 日入居)	
サービス開始	XX 月	
利用料	初回支払い (代理店請求)	
	初回登録料	10,000 円
	月額利用料	1,500 円
	(XX) 月分まで受領しました。	
	その他	円
	小計	11,500 円
消費税	1,150 円	
合計 (税込)	12,650 円	
毎月の支払い		
支払方法 (いずれかに☑)	☐ 代理店請求 ☒ 口座振替 (1.利用者 2.申込者 3.代理店 4.賃貸人)	
月額利用料	1,500 円 <通信費>	
その他	円	
小計	1,500 円	
消費税	150 円	
合計 (税込)	1,650 円	

当月開始の受付のめ切は
20日18時FAX受領分まで
(土日祝の場合は前営業日)

月額利用料は日割りナシ

代理店名	(株)〇〇不動産	TEL	03XXXXXXX	ご担当者名	〇〇
メールアドレス	chintai @ xxxxxx.ne.jp ※「元気」以外の操作時の結果をお知らせします				
いずれかに☑	☒ 単身世帯であることを確認しました ☐ 単身世帯ではないため、費用補償の支払対象ではないことを理解したうえで申し込みます				

「①元気」以外の場合は、
代理店にもメールでお知らせ

サービス提供	ホームネット株式会社 TEL:0120-240-343 (平日9:00から18:00) 【原本郵送先】〒164-0001 東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階事業本部 サポート課 見まもっTEL担当者宛
申込受付 まずはFAX (03-3380-5620) ください	



原本を送る前に、必ず**FAX**してね。
原本が届いても、不備があるとサービス開始できないよ。